

令和7年度 世田谷区手話講習会

手話体験教室 受講者募集のご案内

手話体験教室は、手話を学び始めたい方を対象にしています

◆手話体験教室の目指すもの…

指文字などの初歩的な表現方法を体験することで、手話や聴覚障害者について理解する。

◆会場・募集人数等 ※都合により会場が変更になることがあります。

クラス名	期間	曜日	時間	会場	交通	募集人数
昼クラス	令和7年 10月6日 ～12月15日 【全8回】	原則 毎週 月曜日	午前9時45分 ～11時45分	①世田谷区民会館 (世田谷区世田谷4-21-27) ②保健医療福祉総合プラザ (世田谷区松原6-37-10) ③世田谷区児童相談所 (世田谷区松原6-41-7) ※会場は開講日によって異なります。 ①、②、③のいずれかを選択することはできませんので、予めご了承ください。	①東急世田谷線 松陰神社前駅又は世田谷駅下車 徒歩5分 ②小田急線 梅ヶ丘駅下車 徒歩5分 ③小田急線 梅ヶ丘駅又は豪徳寺駅下車 徒歩5分	44名
夜クラス			午後7時～9時			44名

◆受講費用

テキスト代等実費 使用予定テキスト 「聴さんと学ぼう！」(990円)

◆応募資格

次のすべてに該当する方

- 1) 世田谷区内在住、または在勤、在学の15歳以上で、原則として初めて手話を学ぶ方
(「在勤」とは、1週間で概ね40時間勤務の場合です。18歳未満の方は保護者の同意が必要です。)
- 2) 開催期間(2ヶ月間)を通じて受講できる方
- 3) 過去に当区手話講習会を受講したことがない方(修了後5年以上経過し、再受講を希望される方はお問い合わせください。)

◆応募方法

電子申請又は郵送・窓口持参による申請でご応募ください。

- ・電子申請の場合…右の二次元コードのアドレスからご申請ください。
- ・郵送、窓口持参の場合…①必要事項を記入した所定の申込書(本募集案内に添付されています)
②本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証等)
③(世田谷区外にお住まいの方のみ)在学証明書類または勤務証明書類
を下記まで郵送又はご持参ください(FAX不可)。



<https://logoform.jp/f/TRjKu>

- ◇郵送先 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区 障害施策推進課 事業担当(封筒に「手話・体験教室応募」と明記)
- ◇持参の場合 世田谷区役所 第2庁舎 3階 33番窓口 障害施策推進課
交通～東急世田谷線 松陰神社前駅又は世田谷駅下車 徒歩5分

《締切》令和7年8月29日(金)午後5時(必着)

※期限厳守でお願いします。

◆抽選の実施

応募者数が募集定員を超えた場合、抽選により受講者を決定させていただきます。

※受講の可否については、令和7年9月12日(金)以降に通知いたします。

それ以前のお問い合わせには応じかねますので、ご注意ください。



※裏面もお読みください。

◆注意事項

1 手話体験教室の内容について

①指文字・簡単な単語、挨拶といった手話の表現方法に触れ、親しむ。

②聴覚障害者に関する、生活や障害等について理解を深める。

※本体験教室は、手話に初めて接する方に手話と親しんでいただくことを目的としているため、他コースより期間を短く設定しています。

2 複数の応募について

本体験教室の昼クラスと夜クラスを同時に申し込まれた場合、その方のすべての応募が無効となりますのでご注意ください。また、他コース(初級・中級・専門・特別講義)と重複して受講することは出来ません。応募できるのは、おひとり1コースの1クラスのみです。

なお、同じ内容の応募を複数いただいても1件の応募とみなします。

3 当選後の受講権の譲渡について

本講習会を受講する権利の譲渡はいっさい認めません。例えばご家族で数人のお申込をいただいた場合でも、抽選の当選者から落選者へ権利を譲ることは出来ません。

4 修了の要件

全8回の講習会の内、3分の2以上の出席のあった方が修了となります。



お問い合わせ先



この講習会に関するお問い合わせは、
すべて下記までお願いいたします。

世田谷区 障害福祉部 障害施策推進課 事業担当

電 話 03-5432-2388

FAX 03-5432-3021